



コロナ離婚にご注意を

法テラス八雲法律事務所 弁護士 椎谷 玲香
(函館弁護士会所属)



■新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、道でも異例の外出自粛要請がなされたほか、各企業が在宅勤務を取り入れるなどしたことから、私たちの生活は大きく変化しました。この変化により、離婚を考える夫婦が増え、「コロナ離婚」という新語まで現れてしまいました。そこで、今回は、離婚に関することについてご紹介します。

■離婚のやり方は、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚と呼ばれる大きく4つのものがあります。協議離婚は、裁判所の手続を通さず夫婦間で話し合い、離婚届を提出してする離婚で、調停離婚・審判離婚は家庭裁判所の手続を通してする離婚、裁判離婚は、裁判で「離婚する」という内容の判決をもらってする離婚です。それぞれの選択で迷った際には、弁護士などの専門家に相談してみてください。

■また、離婚するに当たって、決めなければならないことがいくつかあります。夫婦の共有財産の分け方や、夫婦どちらかが厚生年金に加入している場合には、その厚生年金の記録を夫婦で分け合い、将来の年金受給額の不公平をなくすための、年金分割という手続があります。さらに、相手方に不貞行為や暴力などがあつた場合、慰謝料を請求するかどうか、請求するならその金額をいくらにするかの問題や、子どもがいるのであれば、親権者をどちらにするのか、養育費をいくらにするか、親権者ではない方の親と子どもをどのくらいの頻度で会わせることにするか、といったことも決めなければなりません。

■さて、今回ご紹介した離婚に関するご相談のほか、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

春の地域安全運動の実施

～みんなで築こう
安全で安心な大地～

【運動期間】5月11日(月)～20日(水)の10日間

【犯罪被害防止のポイント】

- 1 子どもの犯罪被害防止**
○登下校時の見守り活動を行きましょう。○「防犯ブザー」や「防犯ホイッスル」を持たせましょう。
- 2 女性の犯罪被害防止**
○夜間は、できるだけ人通りが多く明るい道を歩くようにしましょう。
○イヤホンで音楽を聴いたりスマートフォンを操作しながらの「ながら歩き」は、やめましょう。
- 3 特殊詐欺の被害防止**
○普段から家族間で連絡を取り合い、お互いに詐欺に関心を持ちましょう。
○「自分だけは大丈夫」と思っている人ほど危険です。手口を知って被害を防止しましょう。

【自転車の安全利用の促進】

- 1 自転車安全利用五則を守りましょう**
①自転車は、車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る ⑤ヘルメットを着用
- 2 自転車に乗るときの心得**
○自転車は点検や整備を行うようにし、危険な運転(二人乗りや片手運転など)は避けましょう。
- 3 知っていますか？北海道自転車条例！**
○自転車に乗るときは、子どもはもちろん大人も乗車用ヘルメットをかぶり、夜間は自転車の側面に反射器材をつけるようにしましょう。
○万が一に備えて、自転車損害賠償保険等に加入するようにしましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110